

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 ナカミチケンセツカブシキカイシャ 中道建設株式会社

住所 大阪府南河内郡太子町大字山田48番地

フリガナ代表者氏名 ナカミチヒロユキ 代表取締役 中道 大征

電話番号 0721-98-1236

FAX番号 0721-98-1276

メールアドレス info@nakamichi-kensetsu.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	レ	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 中道建設株式会社
住 所 大阪府南河内郡太子町大字山田48番地
代表者氏名 代表取締役 中道 大征

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役	ナカミチ ヒロユキ 中道 大征
取締役	ナカミチ ノリヒト 中道 法人
取締役	ナカミチ フジコ 中道 富士子
取締役	ナカミチ ナオミ 中道 直美
監査役	マツナガ ノブアキ 松永 信晃
事業の範囲	土木・ほ装・水道施設・とび、土工・解体・管 工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	中道建設株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 583-0992 住所 大阪府南河内郡太子町大字山田48番地 電話番号 0721-98-1236 F AX番号 0721-98-1276 メールアドレス info@nakamichi-kensetsu.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
なかみち ちかひこ ・ 中道 大征 うゑむら ちかき ・ 植村 宏貴	・ 第79805号 ・ 第237911号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 4年 8月 30日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	エンジンカッター	12"	1 台	
	ダイヤモンドハンドカッター	8"	3 台	
	塩ビカッター	VP-20	3 ケ	
	金切りのこ	固定式鋸弦	2 ケ	
管の加工用の 機械器具	キールカッター	エンジン式	1 台	
	グルーバー	電気式	2 台	
	やすり	300平型半丸型	2 ケ	
	パイプねじ切り器	N-100A	1 ケ	
接合用の 機械器具	ラチェットレンチ	24・30・32	5 ケ	
	モンキーレンチ	100～300mm	5 ケ	
	パイプレンチ	13～100mm	8 ケ	
	インパクトレンチ	電気式	2 台	
	トルクランプ	ガスボンベ式	2 ケ	
水圧用 テストポンプ	手動テスター	T50	2 台	
	電動テストポンプ	KY40	1 台	
その他	バックホウ	0.1m ³ 級	2 台	
	ダンプ	3 t	1 台	
	タイヤショベル	0.5m ³ 級	1 台	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 中道建設株式会社
住 所 大阪府南河内郡太子町大字山田48番地
代表者氏名 代表取締役 中道 大征

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府南河内郡太子町大字山田48番地
中道建設株式会社

会社法人等番号	1201-01-031507	
商号	中道建設株式会社	
本店	大阪府南河内郡太子町大字山田48番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成5年12月3日	
目的	1. 土木工事業 2. 管工事業 3. ほ装工事業 4. 水道施設工事業 5. とび・土工工事業 6. 前各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	2400株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 600株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する <div style="text-align: right;">平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月18日登記</div>	
資本金の額	金3000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 ・ 中道 法人	平成28年12月15日重任
		平成28年12月16日登記
	取締役 ・ 中道 富士子	平成28年12月15日重任
		平成28年12月16日登記

大阪府南河内郡太子町大字山田48番地
中道建設株式会社

	取締役 中道大征	平成28年12月15日重任 平成28年12月16日登記
	取締役 中道直美	平成30年11月26日就任 平成30年11月26日登記
	大阪府南河内郡太子町大字山田48番地 代表取締役 中道法人	平成28年12月15日重任 平成28年12月16日登記
		令和1年6月1日辞任 令和1年6月3日登記
	大阪府南河内郡太子町大字山田426番地の5 代表取締役 中道大征	令和1年6月1日就任 令和1年6月3日登記
		監査役 松永信晃
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月18日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月18日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年7月26日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和4年8月30日

大阪法務局富田林支局
登記官

下田和隆 仁



中道建設 株式会社 定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、 中道建設 株式会社 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木工事業
- 2 管工事業
- 3 ほ装工事業
- 4 水道施設工事業
- 5 とび・土工工事業
- 6 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 大阪府南河内郡太子町
に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、 官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、 2,400 株とし、
その株式すべて額面株式とする。

(額面株式1株の金額)

第6条 当社の発行する額面株式の1株の金額は、金 5万 円とする。

(株 券)

第7条 当社は株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第9条 当社の株式につき名義書換を請求するには、当社で定める請求書に記名押印しこれに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当社の請求により、その事由を証する書面および株券を提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示のまっ消についても同様とする。

(株券の再発行)

第11条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前三条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株式名簿の閉鎖)

第13条 当社は、営業年度末の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- ② 前項の場合のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。この場合には、その期間または基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第14条 当社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、監査役、代表取締役および取締役会

(取締役および監査役の員数)

第18条 当会社の取締役は、**3** 名以上とし、**2** 名以内とする。監査役は

(取締役および監査役の選任)

第19条 当会社の取締役および監査役は、株主総会において発行済み株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役および監査役の任期)

第20条 取締役の任期は、就任後10年内、監査役の任期は、就任後10年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第21条 その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社に、社長1名を、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

② 社長は、当会社を代表する。

③ 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第23条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬および退職慰労金)

第24条 取締役および監査役の報酬および退職慰労金は、定時株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第25条 当会社の営業年度は、毎年 10月 1日から、翌年 9月30日までの年1期とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主または質権者に配当する。

② 利益配当金、その他の諸交付金は、当社がその支払の提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

以上は、当会社の現行定款に相違ありません。

令和4年8月30日

中道建設 株式会社

代表取締役 中道 大征



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第79805号
交付年月日 平成10年 8月 5日
本 籍 大阪府
フリガナ ナカミチ ヒロユキ
氏 名 中道 大征
生年月日 昭和49年10月30日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



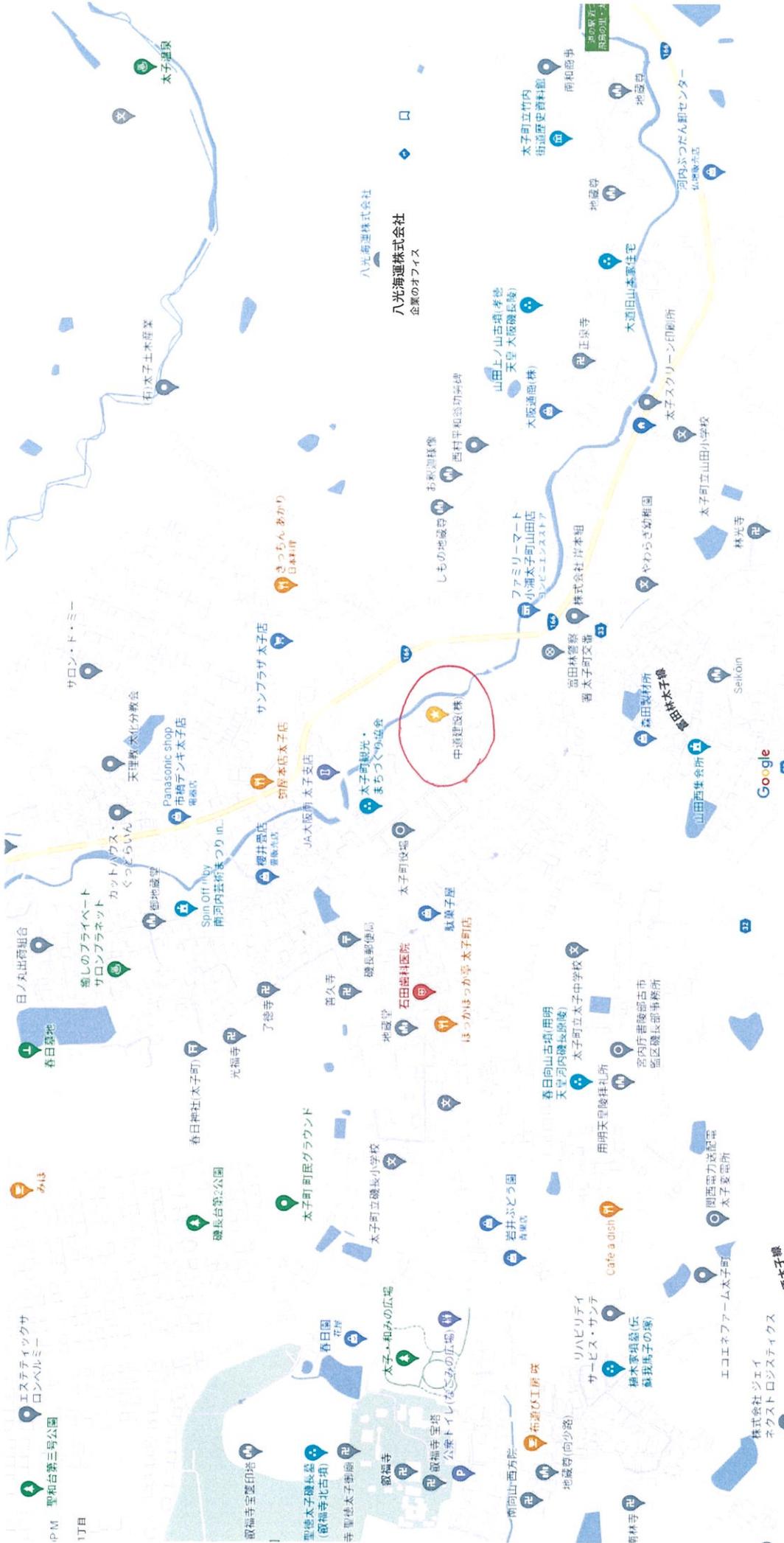
給水装置工事主任技術者証



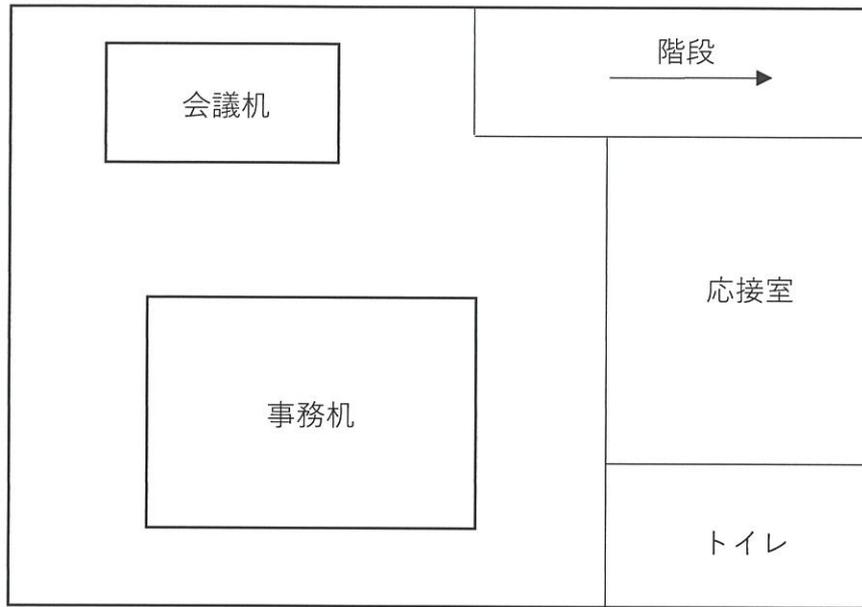
免状番号 第237911号
交付年月日 平成19年 1月29日
本 籍 大阪府
フリガナ ウエムラ ヒロキ
氏 名 植村 宏貴
生年月日 昭和53年12月31日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

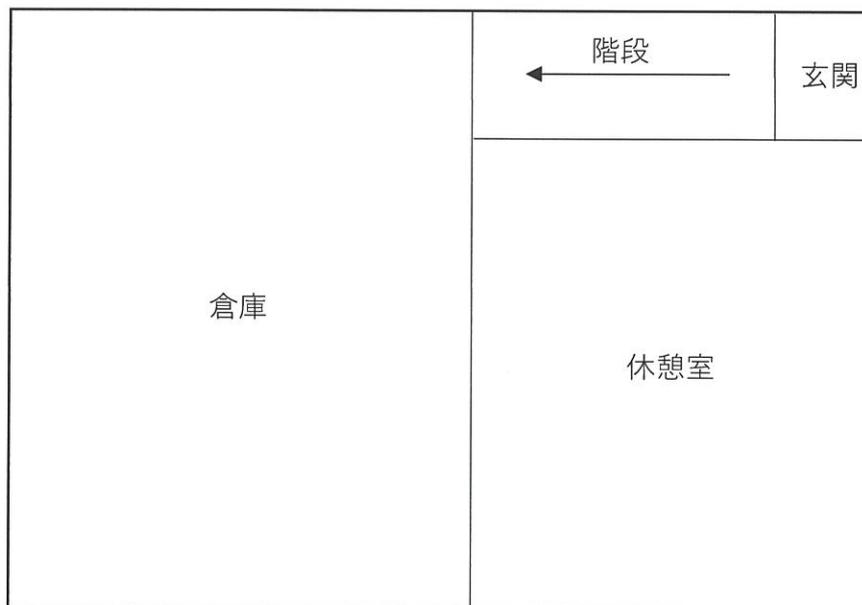




2階



1階



営業所及び倉庫の写真

店舗



店舗内部



倉庫



看板等状況



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ナカミチケンセツカブシキカイシャ
 住所 大阪府南河内郡太子町大字山田48番地
 代表者^{フリガナ}氏名 ナカミチヒロユキ
 電話番号 0721-98-1236
 FAX番号 0721-98-1276
 メールアドレス info@nakamichi-kensetsu.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者(選任)解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	レ	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 中道建設株式会社

住 所 大阪府南河内郡太子町大字山田48番地

代表者氏名 代表取締役 中道 大征

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	中道建設株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ナカミチ ヒロユキ 中道 大征	第79805号	
ウエムラ ヒロキ 植村 宏貴	第237911号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第237911号
交付年月日 平成19年 1月29日
本 籍 大阪府
フリガナ ウエムラ ヒロキ
氏 名 植村 宏貴
生年月日 昭和53年12月31日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第79805号
交付年月日 平成10年 8月 5日
本 籍 大阪府
フリガナ ナカミチ ヒロユキ
氏 名 中道 大征
生年月日 昭和49年10月30日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

